

## ◎中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二十七年八月二十八日法律第六一号)

### 一、提案理由(平成二十七年七月三日・衆議院経済産業委員会)

○宮沢国務大臣 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

全国三百八十五万者の中小企業、小規模事業者は、さまざまな事業分野において特色ある事業活動を行い、多くの就業機会を提供するなど、雇用の確保や地域経済の活性化に重要な役割を果たしています。

しかしながら、中小企業、小規模事業者の経営者の高齢化が進展し、今後、多くの経営者が引退期に入ることから、事業の承継が重要な経営課題となっています。

中小企業、小規模事業者がその活力を維持しつつ事業活動を継続し、その経営が次の世代へと円滑に承継されていくこと

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

は、我が国の経済の持続的な発展を図る上で極めて重要であり、中小企業、小規模事業者における経営の承継を円滑化するための措置を講ずる必要があります。

以上が、本法律案を提案した理由であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、親族外承継の割合が増加しつつあることを踏まえ、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を改正し、遺留分に係る民法特例の対象を親族外などへ拡大することとします。

第二に、小規模事業者の事業の承継を円滑化するため、小規模企業共済法を改正し、個人事業者が親族内で事業を承継した場合の共済金を引き上げるなどにより、引退後の生活の安定を図るための環境を整えます。

第三に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務に、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るための旧代表者や後継者などに対する助言業務を追加します。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成二十七年七月三一日)

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、中小企業、小規模事業者の経営者の高齢化が進展し、多くの中小企業等において事業の承継が重要な経営課題となっていることに鑑み、中小企業、小規模事業者における経営の承継を円滑化するための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を改正し、遺留分に係る民法特例の対象を親族外へ拡大すること、

第二に、小規模企業共済法を改正し、個人事業者が親族内で事業を承継した場合等の共済金を引き上げる等の措置を講じること、

第三に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、同機構が行う業務に、中小企業者の旧代表者や後継者等に対する助言業務を追加すること

等であります。

本案は、去る七月一日日本委員会に付託され、三日に宮沢経済

産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十日に質疑を行い、質疑を終局いたしました。二十九日に採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十七年七月二十九日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置については、制度創設以来地域や企業規模毎に活用件数の差があることを含め、全体として必ずしも十分に活用されているとは言えない状況を踏まえ、中小企業支援を担う各関係機関とも協力しながら、制度の存在や利点及び手続方法等について中小企業に十分認知されるよう周知徹底に努めること。

二 相続税及び贈与税の納税猶予制度等については、その利便性に対して様々な指摘があったところ、本年一月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。

三 小規模企業共済資産については、安全かつ確実な運用を行うとともに、加入者数の増加に努めながら、収支の安定化については制度の長期的安定の確保に最大限の努力を払うこと。  
また、予定利率の改正や付加共済金の支給率の決定等については、加入者のニーズに応えらるとともに、共済財政への影響を十分に検討した上で行うこと。

### 三、参議院経済産業委員長報告(平成二十七年八月二一日)

○吉川沙織君 ただいま議題となりました中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業における経営の承継をより円滑化するため、後継者が贈与を受けた株式会社等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等する制度において、後継者の範囲を拡大するとともに、小規模企業共済制度において親族が事業を承継した場合に共済金の支給額を引き上げる等の措置を講ずるなど、三法律について改正を行うとするものであります。

委員会におきましては、中小企業における事業承継の現況及び課題、遺留分に関する民法特例制度の利用実績及び評価、民法特例制度を周知徹底する必要性、小規模企業共済の加入者増加に向けた取組、共済財政の現状及び今後の見通し、個人事業

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

主等に対する事業承継税制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。  
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。  
以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二十七年八月六日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置については、制度創設以来地域や企業規模毎に活用件数の差があることを含め、全体として必ずしも十分に活用されているとは言えない状況を踏まえ、中小企業支援を担う各関係機関とも協力しながら、制度の存在や利点及び手続方法等について中小企業に十分認知されるよう周知徹底に努めること。

二 相続税及び贈与税の納税猶予制度については、本年一月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。

三 小規模企業共済については、資産の安全かつ確実な運用を

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

一一二六

行うとともに、加入者数の増加に努めながら、収支の安定化  
ひいては制度の長期的安定の確保に最大限の努力を払うこ  
と。また、予定利率の変更や付加共済金の支給率の決定等に  
ついては、加入者のニーズに応えるとともに、共済財政への  
影響を十分に検討した上で行うこと。  
右決議する。